

令和元年三重県議会定例会

予算決算常任委員会

医療保健子ども福祉病院分科会

説明資料

	頁
【 所管事項説明 】	
1 私債権の放棄について	1
2 債権処理計画（平成30年度実績・令和元年度目標）について	
・平成30年度 債権処理計画（実績・総括票）	2
・平成30年度 債権処理計画（実績・個票）	3
・令和元年度 債権処理計画（目標・総括票）	4
・令和元年度 債権処理計画（目標・個票）	5
・未収金対策について	6
3 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について	7
【 議案補充説明 】	
1 認定第4号 平成30年度三重県病院事業決算 「決算審査意見に対する考え方について」	11

令和元年10月10日
病院事業庁

1 私債権の放棄について

三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第14条第2項の規定に基づき、平成30年度末までに消滅時効の期間が経過し、債務者が時効の援用をしていない債権のうち、3件、64万7,120円の債権を放棄しました。

このうち、債務者が生活保護を受給していることから、強制執行によって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあると認められものが2件、51万4,250円、債務者の所在及び差し押さえることができる財産が共に不明であると認められるものが1件、13万2,870円です。

放棄の事由等

私債権の種類	放棄の事由	件数	私債権の額
県立病院使用料等	条例第14条第2項第2号 (強制執行によって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがある)	2件	514,250円
県立病院使用料等	条例第14条第2項第3号 (債務者の所在及び差し押さえることができる財産が共に不明である)	1件	132,870円

《参考：三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（抜粋）》

（私債権の放棄）

第十四条（第1項 略）

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- 一 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。
- 二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産が共に不明であるとき。

2 債権処理計画（平成30年度実績・令和元年度目標）について

様式(実績2)

平成30年度 債権処理計画(実績・総括票)

1 部局長等名	病院事業庁長
2 取りまとめ担当課名	県立病院課

滞納債権の現状

3 平成30年度実績

債権の性格	種別	A 平成29年度実績	B 当初 (平成29年度末)	C 平成30年度 目標 (30年度発生分を除く。)			D 実績(平成30年度末) (30年度発生分を除く。)				E 30年度発生分 期末残高	F 平成30年度末 B-D+E	主な債権	
		処理額	未済額	処理額	回収率・整理率		処理額	回収率・整理率		目標達成率	金額	金額		
		処理件数	未済件数	処理件数	全体比 C/B(%)	前年比 C/A(%)	処理件数	全体比 D/B(%)	前年比 D/A(%)	D/C(%)	件数	件数		
3-1 強制徴収 公債権	回収対象	0 円		0 円	回収率		0 円	回収率						
		0 件		0 件	回収率		0 件	回収率						
	整理対象	0 円		0 円	整理率		0 円	整理率						
		0 件		0 件	整理率		0 件	整理率						
	計	0 円	0 円	0 円	処理率		0 円	処理率			0 円	0 円		
		0 件	0 件	0 件	処理率		0 件	処理率			0 件	0 件		
3-2 非強制徴収 公債権	回収対象	0 円		0 円	回収率		0 円	回収率						
		0 件		0 件	回収率		0 件	回収率						
	整理対象	0 円		0 円	整理率		0 円	整理率						
		0 件		0 件	整理率		0 件	整理率						
	計	0 円	0 円	0 円	処理率		0 円	処理率			0 円	0 円		
		0 件	0 件	0 件	処理率		0 件	処理率			0 件	0 件		
3-3 私債権	回収対象	7,707,749 円		5,828,399 円	回収率	75.6	9,391,858 円	回収率	121.8	161.1				
		63 件		26 件	回収率	41.3	67 件	回収率	106.3	257.7				
	整理対象	1,501,866 円		1,409,420 円	整理率	93.8	2,335,482 円	整理率	155.5	165.7				
		11 件		7 件	整理率	63.6	10 件	整理率	90.9	142.9				
	計	9,209,615 円	76,171,593 円	7,237,819 円	処理率	9.5	11,727,340 円	処理率	15.4	127.3	162.0	3,771,325 円	68,215,578 円	
		74 件	501 件	33 件	処理率	6.6	77 件	処理率	15.4	104.1	233.3	33 件	457 件	
合計	回収対象	7,707,749 円		5,828,399 円	回収率	75.6	9,391,858 円	回収率	121.8	161.1				
		63 件		26 件	回収率	41.3	67 件	回収率	106.3	257.7				
	整理対象	1,501,866 円		1,409,420 円	整理率	93.8	2,335,482 円	整理率	155.5	165.7				
		11 件		7 件	整理率	63.6	10 件	整理率	90.9	142.9				
	計	9,209,615 円	76,171,593 円	7,237,819 円	処理率	9.5	11,727,340 円	処理率	15.4	127.3	162.0	3,771,325 円	68,215,578 円	
		74 件	501 件	33 件	処理率	6.6	77 件	処理率	15.4	104.1	233.3	33 件	457 件	

様式(実績1)

平成30年度 債権処理計画(実績・個票)

1 債権名	県立病院使用料等
2 債権の性格	私債権
3 債権の概要	県立病院で診療、処置等を受けた者が納付しなければならない使用料等(三重県病院事業条例)
4 滞納となった要因等	患者の生活困窮
5 部局長等名	病院事業庁長
6 所管課等名	県立病院課

7 取組方針	回収対象債権について、積極的に納付の督促等を実施する。
8 取組成果	債務者に対して、書面、電話、面談等により督促等を行い早期の納付を促すとともに、弁護士への回収業務委託を実施しました。そうした結果、平成30年度中において939万2千円の債権を回収することができました。

【所管事項説明】

滞納債権の現状

9 平成30年度実績

債権の性格	種別	A 平成29年度実績	B 当初(平成29年度末)	C 平成30年度 目標(30年度発生分を除く。)			D 実績(平成30年度末)(30年度発生分を除く。)				E 30年度発生分期末残高	F 平成30年度末 B-D+E		
		処理額	未済額	処理額	回収率・整理率		処理額	回収率・整理率		目標達成率	金額	金額		
		処理件数	未済件数	処理件数	全体比 C/B(%)	前年比 C/A(%)	処理件数	全体比 D/B(%)	前年比 D/A(%)	D/C(%)	件数	件数		
9-3 私債権	回収対象	7,707,749 円		5,828,399 円	回収率	75.6	9,391,858 円	回収率	121.8	161.1				
		63 件		26 件	回収率	41.3	67 件	回収率	106.3	257.7				
	整理対象	1,501,866 円		1,409,420 円	整理率	93.8	2,335,482 円	整理率	155.5	165.7				
		11 件		7 件	整理率	63.6	10 件	整理率	90.9	142.9				
	計	9,209,615 円	76,171,593 円	7,237,819 円	処理率	9.5	78.6	11,727,340 円	処理率	15.4	127.3	162.0	3,771,325 円	68,215,578 円
		74 件	501 件	33 件	処理率	6.6	44.6	77 件	処理率	15.4	104.1	233.3	33 件	457 件

様式(目標2)

令和元年度 債権処理計画(目標・総括票)

1 部局長等名	病院事業庁長
2 取りまとめ担当課名	県立病院課

滞納債権の現状

3 令和元年度目標

債権の性格	種別	A 平成30年度末	B 令和元年度 目標 (令和元年度発生分を除く。)			C 令和元年度当初に存在する債権にかかる平成30年度処理額 (平成30年度発生分を除く。)	主な債権	
		未済額	処理額	回収率・整理率		処理額		
		未済件数	処理件数	全体比 B/A(%)	前年比 B/C(%)	処理件数		
3-1 強制徴収 公債権	回収		0 円	回収率		0 円		
			0 件	回収率		0 件		
	整理		0 円	整理率		0 円		
		0 件	整理率		0 件			
計		0 円	0 円	処理率		0 円		
		0 件	0 件	処理率		0 件		
3-2 非強制徴収 公債権	回収		0 円	回収率		0 円		
			0 件	回収率		0 件		
	整理		0 円	整理率		0 円		
		0 件	整理率		0 件			
計		0 円	0 円	処理率		0 円		
		0 件	0 件	処理率		0 件		
3-3 私債権	回収		5,155,521 円	回収率	7.6	54.9	9,391,858 円	県立病院使用料等
			25 件	回収率		37.3	67 件	
	整理		2,336,849 円	整理率		100.1	2,335,482 円	
		15 件	整理率		150.0	10 件		
計		68,215,578 円	7,492,370 円	処理率	11.0	63.9	11,727,340 円	
		457 件	40 件	処理率	8.8	51.9	77 件	
合計	回収		5,155,521 円	回収率		54.9	9,391,858 円	
			25 件	回収率		37.3	67 件	
	整理		2,336,849 円	整理率		100.1	2,335,482 円	
		15 件	整理率		150.0	10 件		
計		68,215,578 円	7,492,370 円	処理率	11.0	63.9	11,727,340 円	
		457 件	40 件	処理率	8.8	51.9	77 件	

※ 前年度に完済した債権は、現年度の債権処理計画(目標)を作成しないことから、C欄に含まれません。
完済した債権を含む前年度の債権処理実績は、別冊「債権処理計画(実績)」でまとめています。

【所管事項説明】

未収金対策について

過年度医業未収金の縮減に向けて、発生防止と回収の両面からの対策を推進しています。

(1) 発生防止対策

① 早期相談の促進

入院費用や高額療養費制度に関する説明書等を配付し、診療費用に関する早期相談の促進に努めています。

② 公費負担制度の説明と申請のサポート

診療時や相談対応時など様々な機会を捉えて、公費負担制度の説明及び申請のサポートを行っています。

③ 院内各部署における連携、情報共有化

入院病棟、会計、地域連携室等において、患者の支払に関する情報の共有を徹底しながら、早期の対応（面談、早期支払の働きかけ等）を行うよう努めています。

(2) 回収対策

① 連帯保証人を含めた督促・催告の実施

文書及び電話等による督促・催告を、本人に加え、連帯保証人に対しても継続的に行っています。

② 法的措置の実施

病院からの督促等に応じず、理由なく支払わない者については、裁判所が債権者に代わって債務者へ請求を行う制度（支払督促）の活用や、給与の差押などの強制執行を行っています。

③ 弁護士事務所への回収業務委託

最終催告書を送付しても支払がない者等、県独自の対応で回収が困難なものについては、弁護士事務所へ回収業務を委託しています。

【過年度医業未収金の状況】

(単位：千円、件)

	平成29年度	平成30年度	H30-H29
前年度 期末残高 A	76,830	76,172	△658
当年度 発生額 B	8,556	3,771	△4,785
当年度 減少額 C	9,215	11,727	2,512
回収	7,708	9,392	1,684
不納欠損等	1,507	2,335	828
当年度 期末残高 A+B-C	76,172	68,216	△7,956
当年度 期末件数	501	457	△44

※千円未満四捨五入のため、合計や差引が合わない場合があります。

3 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について

第2-2号様式(条例第6条第1項関係)

交付決定実績調書(5億円以上)

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施策及び目標	補助金等の交付以外の方法の可能性	課(室)名	備考
1 (1)	政策的医療交付金	公益社団法人 地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目6番3号	526,473	三重県立志摩病院(以下「志摩病院」という。)の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が志摩病院において政策的医療を実施するための経費として交付金を交付する。	(目的・理由) 地方公営企業法等で定める一般会計が負担すべき経費として当該交付金を指定管理者に交付することで安定的な政策的医療の実施を担保する。 (根拠) 三重県立志摩病院の管理に関する基本協定書	(政策)命を守る (施策)地域医療提供体制の確保 (目標)県立病院患者満足度	志摩地域の中核病院である志摩病院を指定管理者が、安定的・継続的に運営するためには、必要となる経費に対し、交付金を交付することが適当である。	県立病院課	

交付決定実績調書(5億円以上、変更分)

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名 及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	課(室)名	備考
				変更前	変更後			
1 (1)	政策的医療交付金	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目6番3号	三重県立志摩病院 (以下、「志摩病院」という。)の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が志摩病院において政策的医療を実施するための経費として交付金を交付する。	512,141	524,630	所要経費の精査による増額	県立病院課	

補助金等の交付実績

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	事務事業名	補助金等の名称	補助事業者等の氏名	交付額	交付の根拠	課(室)名	備考
1	志摩病院運営事業費	政策的医療交付金	公益社団法人地域医療振興協会	524,630	三重県立志摩病院の管理に関する基本協定書	県立病院課	
2	同上	経営基盤強化交付金	同上	69,287	同上	同上	

補助金等評価結果調書

(部局名: 病院事業庁) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
30-2	政策的医療交付金	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目6番3号	512,141	524,630	<p>(根拠) 三重県立志摩病院の管理に関する基本協定書</p> <p>(公益性) 志摩地域の中核病院である県立病院として指定管理者制度導入後においても県民に良質で満足度の高い医療を安定的・継続的に提供するためのものであり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 地方公営企業法等で定める一般会計が負担すべき経費として当該交付金を指定管理者に交付することで安定的な政策医療の実施を担保するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 指定管理者の運営のもと、当該交付金により志摩地域の中核病院として、安定的・継続的な医療の提供に寄与することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 政策的医療の実施等に係る費用として、県が病院運営を行う場合に適用している一般会計から地方公営企業会計への繰出金の算定基準に基づき交付しているものであり、適当である。</p>	県立病院課	

1 認定第4号 平成30年度三重県病院事業決算
「決算審査意見に対する考え方について」

項目 (1)	平成30年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の 運営について	意見書 2頁
意見	<p>平成30年度病院事業会計の経常損益及び純損益は、いずれも約7,533万円の赤字となり、29年度決算に比べ約1億545万円悪化している。これは、経常損益では平成25年度以来5年ぶり、純損益では26年度以来4年ぶりの赤字であり、「三重県病院事業 中期経営計画（改定版）（平成29年度～平成32年度）」（以下「中期経営計画」という。）における30年度の収支計画を約6,151万円下回っている。</p> <p>さらに、依然として、約92億円の当年度未処理欠損金（累積欠損金）もあり、厳しい経営状況にあることから、医業収益の増加を図るなど、経営の健全化に努められたい。</p> <p>また、中期経営計画に基づき、各年度における成果目標等の進捗管理を行っているが、目標未達成の項目が多くあるため、各病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮できるよう、引き続き、計画の着実な推進を図られたい。</p>	

1 経営の健全化について

病院事業会計においては、平成16年度から導入された医師の新臨床研修制度による地域の医師不足に伴う各病院の診療体制の縮小や、診療報酬の改定などによる影響を受けて経営状況が悪化したことから、多額の累積欠損金が発生しています。

こうした中で、病院事業の運営においては患者数の確保が課題となっていますが、こころの医療センターにおいては救急患者の積極的な受入れやデイケアの充実など、一志病院においては保健・福祉機関との連携や予防医療の推進などにより、入院・外来患者数を確保し、医業収益の増加を図るなど、引き続き経営の健全化に努めてまいります。

2 中期経営計画の着実な推進について

中期経営計画に掲げた取組については、毎月、各病院との会議を通じて、その進捗状況や課題等を各病院と共有したうえで、必要となる対策等に取り組んでいるところです。

引き続き、目標未達成の項目については、原因分析を行うとともに具体的な取組の検討・協議を行うなど、各病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮できるよう、計画の着実な推進を図ってまいります。

<p>項目 (1) ア</p>	<p>平成30年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営について（こころの医療センター）</p>	<p>意見書 4頁</p>
<p>意見</p>	<p>経常損益、純損益とも約9,414万円の赤字となり、前年度に比べいずれも約1,958万円悪化し、2年連続の赤字となった。また、これは、中期経営計画における平成30年度の収支計画を約1億3,618万円下回るものである。</p> <p>平成30年度から進めている経営改善プロジェクトの取組により、入院収益の増加など一部で改善も見られるものの、さらに新規入院患者の確保やデイケアサービスの充実により外来患者の増加に繋げることで医業収益の増加に努めるとともに、経費等の医業費用の削減を行うなど、より一層、経営の健全化に取り組まれない。</p> <p>さらに、今後も「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、精神科医療の中核病院としての役割を担いながら、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい。</p>	

1 経営の健全化について

平成30年4月に院長をトップに多職種の職員で構成する経営改善プロジェクトを設置し、課題の抽出と経営改善に向けた様々な取組の検討を行い、同年10月以降、入院患者の確保やデイケアサービスの利用促進、病床管理の適正化などの取組を順次実施しています。

こうした中、全ての取組で成果が出たとは言えないものの、救急・急性期病棟の収益向上など経営改善の兆しが見えてきたところです。

また、国の精神科医療政策の動向や患者ニーズ等を踏まえ、健全経営の観点から、将来の病棟機能のあり方についても検討を進めています。

今後も引き続き、経営改善プロジェクトでの取組を中心に、収益の増加と費用の削減に努め、経営の健全化を進めてまいります。

2 多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供について

県内の精神科医療における中核病院として、精神科救急・急性期医療等の政策的医療や認知症治療、アルコール依存症治療、精神科早期介入などの専門的医療を提供するとともに、研修医や看護実習生等を積極的に受け入れるなど、県内の精神科医療人材の育成にも取り組んでいます。

また、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という方向性の中で、入院診療においては、入院時から退院を視野に入れた多職種による支援を行いながら、適切な治療を進め、早期の退院を図っています。外来診療においては、患者の生活能力の向上を図るとともに、在宅での生活において継続して治療が行えるよう、デイケアプログラムや訪問看護の充実など地域生活支援に向けた取組を積極的に進め、入院から退院、在宅まで切れ目のない治療を提供しています。

今後も引き続き、これらの取組を推進し、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努めてまいります。

<p>項目 (1) ーイ</p>	<p>平成 30 年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の 運営について（一志病院）</p>	<p>意見書 4 頁</p>
<p>意見</p>	<p>経常損益、純損益とも約 8,273 万円の黒字となり、前年度に比べいずれも約 862 万円減少しているものの、中期経営計画における平成 30 年度の収支計画を約 7,312 万円上回っており、引き続き、健全な経営に努められたい。</p> <p>また、過疎化、高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、幅広い臨床能力を有する総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい。</p>	

1 健全な病院経営について

医療・介護・予防等の多職種による連携会議の開催を始めとした、地域の診療所、消防機関及び福祉施設との連携等により、入院患者及び外来患者の確保に取り組むとともに、住民向けの健康教室、出前講座等を通じて地域住民の健康管理に対する意識の向上を図ることで、住民健診、人間ドック及びがん検診の受診者数確保にも取り組み、収益の増加を図っています。

今後も、入院・外来患者や健康診断等受診者の確保等を通じて収益の増加を図り、健全な経営に努めてまいります。

2 地域に最適な医療サービスの安定的な提供について

高齢化が進み、医療資源が十分でない津市白山・美杉地域においては、幅広い臨床能力を有する総合診療医による診療並びにプライマリ・ケアの実践が重要となっています。

このことから、三重大学と密接に連携を図りながら積極的に研修医や医学生を受け入れるなど、総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、三重県プライマリ・ケアセンターと連携し、プライマリ・ケア エキスパートナース研修会の開催を支援するなど、人材育成に取り組んでいるところです。

また、入院診療や外来診療に加え、通院が困難な患者に対する訪問診療、訪問看護等の在宅療養支援や、24 時間 365 日の救急患者の受入れなどにも取り組んでいます。

今後も、総合診療医やプライマリ・ケアを担う人材の育成に積極的に取り組むとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践に取り組むなど、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努めてまいります。

<p>項目 (1) 一ウ</p>	<p>平成 30 年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の 運営について（志摩病院）</p>	<p>意見書 4 頁</p>
<p>意見</p>	<p>志摩病院では、平成 24 年度に指定管理者制度を導入して以降、県と指定管理者の基本協定（平成 24 年度～令和 3 年度）に基づく病院運営を行い、7 年が経過した。この間、稼働病床の段階的増床や内科系救急における 24 時間 365 日の受入体制などを実現しているが、外科系における救急受入体制の回復や一部診療科における常勤医師の配置が進んでおらず、さらに前年度と比べても常勤医師数が減少している。</p> <p>このような状況を踏まえ、指定管理者と十分な連携を図り、常勤医師の確保やさらなる救急受入体制の拡充など診療機能の充実強化に取り組むとともに、回復期機能も有する地域の中核病院としての役割を果たすよう努められたい。</p>	

1 診療機能の充実について

指定管理者においては、常勤医師の確保に努め、入院診療体制や救急受入体制などの段階的な回復を図るとともに、平成 30 年 4 月には、非常勤医師による外来診療となっていた産婦人科に常勤医師（1 名）を配置するなど、診療機能の充実を図っています。

また、回復期機能を担う地域包括ケア病棟を運用するとともに、平成 30 年 4 月からは、退院した患者等が介護認定を受けた後も継続してリハビリテーションを受けられるよう、通所リハビリテーション事業を実施するなど、地域の多様なニーズに的確に対応しています。

さらに、地域医療支援病院として、地域の医療機関との紹介・逆紹介の推進や医療機器等の共同利用など、地域医療の確保、質の向上に必要な支援等を実施するとともに、へき地医療拠点病院として、志摩市間崎島への巡回診療を月 2 回実施するなど、地域医療の維持にも貢献しています。

しかしながら、全国的な医師不足等の影響もあり、外科系における救急受入れは平成 24 年度（指定管理者制度導入時）の体制の維持に留まっており、一部診療科における常勤医師の配置も進んでいないなどの課題もあります。

外科系における救急受入体制の回復については、相当数の医師（外科系・整形外科）を確保したうえで当直等の勤務体制を構築することが必要であるため、継続的に三重大学へ医師の派遣を要請しているところであり、一部診療科への常勤医師の配置については、複数の非常勤医師の採用や指定管理者が運営する他病院からの支援により、診療機能の確保を図っています。

今後も、地域の中核病院としての役割を果たせるよう、指定管理者に対して充実した医師の配置を要請するとともに、病院事業庁としても三重大学に対して医師の派遣を要請するなど、医師の確保を図り、診療機能の充実強化に取り組んでまいります。

項目 (2)	未収金の回収と発生防止について	意見書 7頁
意見	<p>平成30年度末における病院事業庁全体の診療費自己負担金の未収金（過年度収入未済額）は、前年度に比べ約796万円減少し、約6,822万円となっている。</p> <p>未収金の回収については、電話督促、催告書等送付及び臨戸訪問を行い、回収困難案件については弁護士法人に回収委託を行うとともに、関係機関と連携した生活困窮者に対する経済的支援制度の申請支援などに取り組み、約939万円を回収している。引き続き、回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、未収金の新規発生額は、前年度に比べ約479万円減少したものの、約377万円発生しているため、引き続き、未収金の発生防止に取り組みたい。</p>	

1 未収金の回収と発生防止について

過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止と回収の両面から対策を進めています。

今後も、各病院からの債務者への督促・催告に加え、法的措置や回収業務委託も活用して対応するなど、効果的で必要な対策を推進してまいります。

なお、発生防止及び発生後の回収対策の主な取組は、次のとおりです。

(1) 発生防止対策

- ①入院時の説明の際に、入院費用の説明書に加えて高額療養費制度に関する説明書等を併せて渡し、診療費用の支払に関する早期相談の促進に努めています。
- ②診療時や相談対応時など様々な機会を捉えて、公費負担制度の説明及び申請のサポートを行っています。
- ③病棟、会計、地域連携室等において、患者の支払いに関する情報共有を徹底しながら、早期の対応（面談、早期支払いの働きかけ等）を行うよう努めています。

(2) 回収対策

- ①文書及び電話等による督促・催告を、本人に加えて連帯保証人等に対しても継続的に行っています。
- ②病院からの督促等にも応じず、理由なく支払わない者については、裁判所が債権者に代わって債務者へ請求を行う制度（支払督促）の活用や、給与の差押などの強制執行を行っています。
- ③県独自の対応で回収が困難なものについては、弁護士法人へ回収業務を委託しています。